

1 推計人口及び世帯数について

推計人口は平成22年国勢調査確定値を基礎として、これに住民基本台帳法に基づき各市町村に届出された出生・死亡・転入・転出等の数を加減したものである。

また、世帯数は住民基本台帳による。なお、平成24年6月以前の移動については住民基本台帳法及び外国人登録法に基づいて算出している。

2 県内移動者数について

県内の市町村間における転入・転出は、その届出時期が異なるため、同一期間中の転入者と転出者が一致しない。したがって、県内移動者数については、転入届を用いて算出している。

3 出生・死亡者数について

本調査では、出生日・死亡日等にかかわらず、各市町村の住民基本台帳に記載・削除された時点で出生・死亡者数をとらえている。（届出主義）

4 用語の説明について

自然動態＝出生及び死亡の動き

社会動態＝転入及び転出の動き

自然増減数＝出生児数－死亡者数

社会増減数＝転入者数－転出者数

自然増減率＝自然増減数÷平成23年10月1日現在人口×100

社会増減率＝社会増減数÷平成23年10月1日現在人口×100

県内転入（出）者＝県内の市町村から県内の別の市町村へ転入（出）した者

県外転入者＝県外から県内の市町村へ転入した者

県外転出者＝県内の市町村から県外へ転出した者

性比（女性100人に対する男性の数）＝男性の人口÷女性の人口×100

（注） 住民基本台帳法の改正により平成24年7月以降、外国人住民は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更された。法改正前は外国人住民の増減について、自然動態・社会動態の区別がなかったが、改正後は区別されることになったため、平成24年7月以降の自然動態・社会動態には、日本人に加え外国人住民を含めて算出している。